

- 研究開発実施機関に向けた寄附金税制の現状
- 個人の寄附金額に応じた所得控除と税額控除の比較
- 法人および個人の寄附金に対する税制優遇の日米比較
- 「企業版ふるさと納税」および「ふるさと納税」の大学・研究開発法人への適用について
- 研究開発に係る税制の優遇措置に関する国際比較

研究開発実施機関に向けた寄附金税制の現状

		学校法人 (私立大学等)	公立大学法人	国立大学法人	国立研究 開発法人	公益社団 ・財団法人
所得税	所得控除 (寄附金額 - 2千円を所得控除。所得の40% が控除上限)					
	税額控除 ((寄附金額 - 2千円) × 40% を税額控除。所 得税の25%が控除上限)		(1)	(1)	×	
法人税	損金算入(特増寄附枠) (所得 × 3.125% + 資本等 × 0.1875%)	(直接寄附をし た場合)				
	全額損金算入	(私学事業団を 通じた場合)			(2)	×

- 1 経済的理由により修学が困難な学生等に対する 授業料減免、奨学金、留学支援、TA・RA等の修学支援事業に限定。
- 2 財務大臣の個別承認により、固定資産(土地・建物・装置等)の取得に限定。

個人の寄附金額に応じた所得控除と税額控除の比較

所得控除の場合の控除額の例

[課税所得金額約1500万円以下で少額寄附の場合は、税額控除が有利]

寄付金額→ 課税所得金額↓	1万円	5万円	10万円	25万円	50万円	100万円	200万円	400万円
200万円	800	4,800	7,400	14,900	27,400	42,400	--	--
300万円	800	4,800	9,800	24,800	49,800	99,800	--	--
400万円	1,600	9,600	19,600	49,600	99,600	169,800	372,500	--
600万円	1,600	9,600	19,600	49,600	99,600	199,600	399,600	509,800
700万円	1,840	11,040	22,540	57,040	114,540	229,540	459,540	651,300
900万円	1,840	11,040	22,540	57,040	114,540	229,540	459,540	781,100
1200万円	2,640	15,840	32,340	81,840	164,340	329,340	659,340	1,219,540
1500万円	2,640	15,840	32,340	81,840	164,340	329,340	659,340	1,319,340
2000万円	3,200	19,200	39,200	99,200	199,200	399,200	799,340	1,459,340
3000万円	3,200	19,200	39,200	99,200	199,200	399,200	799,200	1,599,200
4500万円	3,600	21,600	44,100	111,600	224,100	449,100	899,100	1,799,100

所得控除
が有利

同額

税額控除^(注)の場合の控除額の例

寄付金額→ 課税所得金額↓	1万円	5万円	10万円	25万円	50万円	100万円	200万円	400万円
200万円	3,200	19,200	25,625	25,625	25,625	25,625	--	--
300万円	3,200	19,200	39,200	50,625	50,625	50,625	--	--
400万円	3,200	19,200	39,200	93,125	93,125	93,125	93,125	--
600万円	3,200	19,200	39,200	99,200	193,125	193,125	193,125	193,125
700万円	3,200	19,200	39,200	99,200	199,200	243,400	243,500	243,500
900万円	3,200	19,200	39,200	99,200	199,200	358,500	358,500	358,500
1200万円	3,200	19,200	39,200	99,200	199,200	399,200	606,000	606,000
1500万円	3,200	19,200	39,200	99,200	199,200	399,200	799,200	853,500
2000万円	3,200	19,200	39,200	99,200	199,200	399,200	799,200	1,301,000
3000万円	3,200	19,200	39,200	99,200	199,200	399,200	799,200	1,599,200
4500万円	3,200	19,200	39,200	99,200	199,200	399,200	799,200	1,599,200

税額控除
が有利

同額

(注) 税額控除はNPO支援税制として導入された経緯がある。

法人の寄附金に対する税制優遇の日米比較

日本の法人税の減税額イメージ

(課税法人所得: 10億円
 寄附金額: 1千万円
 法人実効税率^(注): 32.11%) の場合

(注) 法人実効税率は「法人実効税率の国際比較」(財務省 2016年4月現在)による。

控除の種類	減税額 (寄附金額 × 実効税率)	寄附先			
		学校法人 (私立大学等)	公立大学法人	国立大学法人	国立研究 開発法人
損金算入	321.1万円				

特増寄附上限額: 所得 × 3.125% + 資本等 × 0.1875%

米国の法人税の減税額イメージ

(課税法人所得: 1千万USD
 寄附金額: 10万USD
 法人実効税率: 40.75%) の場合

控除の種類	減税額 (寄附金額 × 実効税率)	寄附先			
		私立大学	公立大学	国立大学	国立研究所
損金算入	40,750 USD				

損金算入限度額: 所得 × 10%

(寄附金の所得控除の対象となる団体は、アメリカ合衆国内国歳入庁(IRS)のホームページで公開)

個人の寄附金に対する税制優遇の日米比較

日本の減税額イメージ(50歳、給与所得者、2015年分、詳細は次頁上段参照)

(総所得:1,000万円
 課税対象所得:592.7万円(夫婦世帯)
 寄附金額:10万円) の場合

控除の種類 (選択可)	減税額	寄附先			
		学校法人 (私立大学等)	公立大学法人	国立大学法人	国立研究 開発法人
所得控除	19,600円				
税額控除	39,200円		()	()	×

経済的理由により修学が困難な学生等に対する 授業料減免、奨学金、留学支援、TA・RA等の修学支援事業に限る。

米国の減税額イメージ(50歳、給与所得者、2015年分、詳細は次頁下段参照)

(総所得:10万USD
 課税対象所得:7.19万USD(夫婦世帯)
 寄附金額:1千USD) の場合

控除の種類	減税額	寄附先			
		私立大学	公立大学	国立大学	国立研究所
所得控除	150 USD				

(寄附金の所得控除の対象となる団体は、アメリカ合衆国内国歳入庁(IRS)のホームページで公開)

日本の例

課税対象所得^(注1)

$$\begin{aligned}
 &= \text{総所得} - \text{給与所得控除} - \text{社会保険料等控除} - \text{基礎控除} - \text{扶養控除} \\
 &= 10,000,000\text{円} - 2,200,000\text{円} - 1,113,262\text{円}^{\text{(注2)}} - 380,000\text{円} - 380,000\text{円} \\
 &= 5,926,738\text{円}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 &\text{所得控除の減税額: } 19,600\text{円} \quad (= (100,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 0.20) \\
 &\text{税額控除の減税額: } 39,200\text{円} \quad (= (100,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 0.40)
 \end{aligned}$$

課税対象所得
に対する所得
税率(20%)

(注1) 日本の給与所得者の典型的な所得控除を計上(配偶者のみ扶養)。

所得控除と税額控除では課税対象所得の算出方法が異なるため、寄附金額は明記していない。

(注2) 50歳の給与所得者で、標準報酬月額を65万円と仮定し、社会保険料自動計算ツールにより算出

米国の例

課税対象所得^(注3)

$$\begin{aligned}
 &= \text{総所得} - \text{個人年金控除上限} - \text{標準控除相当額} - \text{人的控除} \quad (- \text{寄附金}) \\
 &= \$100,000 - \$6,500^{\text{(注4)}} - \$12,600^{\text{(注5)}} - \$4,000 \times 2人 \quad (- \$1,000) \\
 &= \$72,900 \quad (\$71,900 \text{ (}\$1,000\text{を寄附した場合)})
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{米国連邦税: } &\$10,016 \text{ (at } \$72,900) \\
 &\$9,866 \text{ (at } \$71,900)
 \end{aligned}$$

課税対象所得に対
する2015 Tax Table
より引用

$$\text{所得控除の減税額: } \$150 \quad (= \$10,016 - \$9,866)$$

(注3) 米国の所得控除は個人差が大きいため、基礎的な所得控除のみを計上(夫婦合算申告の場合)

(注4) 50歳以上の場合のIRA拠出金の所得控除上限

(注5) 米国の所得控除は、標準控除(定額)と項目別控除が選択できるが、寄附金が所得控除の対象となるのは項目別控除を選択した場合であり、かつ控除額の合計が標準控除額を超えた場合のみ有利となる。そのためここでは寄附金以外の項目別控除額の合計金額を標準控除相当額とし、寄附金分を別途差し引いた。

地方創生応援税制(「企業版ふるさと納税」)の大学・研究開発法人への適用について

1. 対象

地方公共団体が策定する地方版総合戦略に位置づけられた事業^(注1)。

(注1) この事業には、国立大学や研究開発法人に関わるものを含めることが可能。

2. 手続き

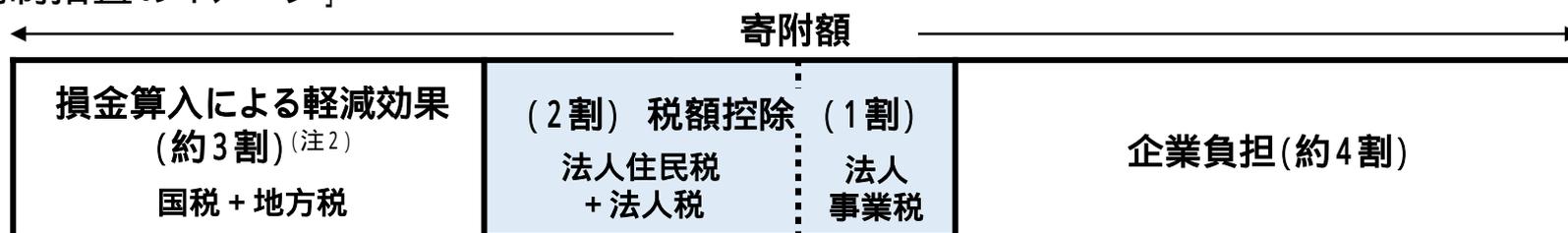
地方公共団体が1.の事業について、地域再生計画に明記し、国(内閣府)の認定を受ける。

で認定を受けた事業に対する企業の寄附に、税の優遇措置が受けられる。

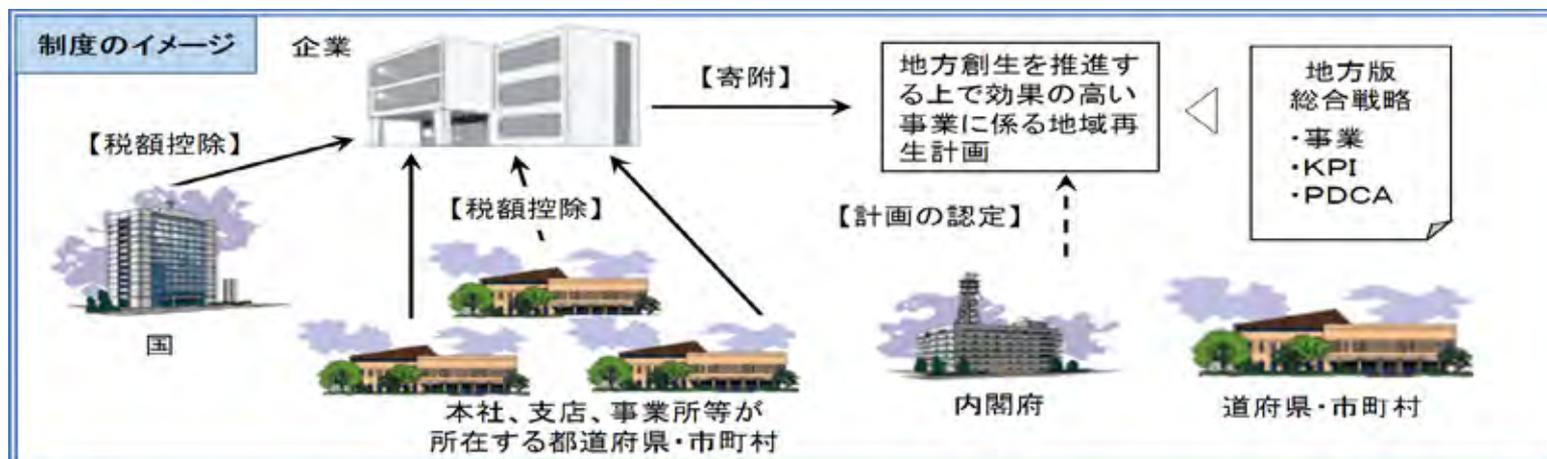
3. 優遇措置の内容

- 損金算入措置に加え、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除が措置される。

[税制措置のイメージ]



(注2) 企業から地方公共団体への寄附は、全額が損金算入され、寄附額の約3割(法人実効税率)相当の税の軽減効果。



ふるさと納税制度の大学への活用事例

【ふるさと納税制度】

1. 対象

任意の地方公共団体(都道府県・市区町村) **(注)**

(注) 地方公共団体が国立大学や研究開発法人を支援することは制度的に可能。

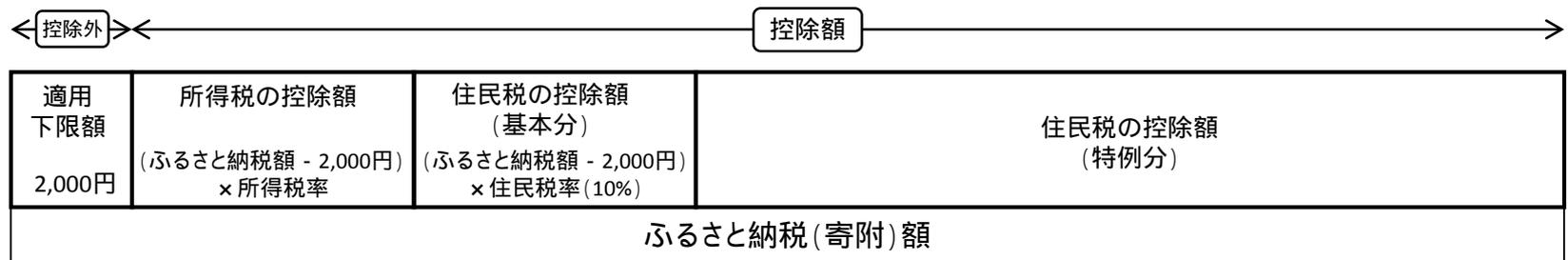
2. 優遇措置を受けるための手続き

- ふるさと納税(寄附)の翌年に、確定申告を行う(給与所得者等に確定申告を不要とする特例あり)

3. 優遇措置の内容

- 地方公共団体に対して寄附をすると、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除される。

【税制措置のイメージ】



【居住地の地方公共団体に納める所得税・個人住民税の一部を、寄附先の地方公共団体に付け替える仕組み】

【ふるさと納税制度を活用した大学への寄附の事例】

- 国立大学法人香川大学(三木町)
- 大阪府立大学・大阪府立工業高等専門学校(大阪府)
- 大阪市立大学(大阪市)

【解説】

日本の研究開発実施機関(大学、研究開発法人、ベンチャー等)向けの税制優遇措置は、制度面において主要国と比べ概ね遜色ない。

税制 国	寄 附 金 税 制		研究開発税制		エンジェル税制* *:ベンチャー企業に投資した個人投資家の所得税減税
	法 人	個 人	税額控除	損金算入	
日	:損金算入	:所得控除 / 税額控除		×	:所得控除(年間投資額の100%を上限)
米	:損金算入	:所得控除			×
英	:損金算入	:所得控除		×	:税額控除(年間投資額の30%を上限)
仏	:損金算入	:税額控除		×	:所得控除(年間投資額の18%を上限)
独	:損金算入	:所得控除	×	×	×
加	:損金算入	:税額控除		×	:税額控除(年間投資額の15%を上限)
韓	:損金算入	:所得控除		×	:所得控除(年間投資額の100%を上限)
中	:損金算入	:所得控除			×